

## 戸塚南公園ほか15公園

### 施設概要

設置目的	市民が安心・安全に利用できる憩いの場所として公園を設置する。		
所在地	下記のとおり		
構造規模	1 戸塚南公園	川口市戸塚鉄町 29	10,696 m <sup>2</sup>
	2 安行公園	川口市大字安行領家字中道南 868-1	23,796 m <sup>2</sup>
	3 戸塚東公園	川口市戸塚東 3 丁目 3 1 番	9,944 m <sup>2</sup>
	4 戸塚榎戸公園	川口市東川口 3 丁目 11 番	20,949 m <sup>2</sup>
	5 差間箕輪前公園	川口市差間 3 丁目 30 番	2,518 m <sup>2</sup>
	6 戸塚佐藤第 2 公園	川口市東川口 2 丁目 23 番	5,988 m <sup>2</sup>
	7 差間中公園	川口市差間 1 丁目 16 番	5,900 m <sup>2</sup>
	8 戸塚はさみ第 2 公園	川口市戸塚 6 丁目 14 番	3,328 m <sup>2</sup>
	9 安行原自然の森	川口市大字安行字三輪作 1721-1	17,332 m <sup>2</sup>
	10 安行出羽公園	川口市安行出羽 4 丁目 13 番	9,997 m <sup>2</sup>
	11 安行中道北公園	川口市安行出羽 1 丁目 8 番	2,000 m <sup>2</sup>
	12 安行出羽ポケットパーク	川口市安行出羽 2 丁目 3 番	621 m <sup>2</sup>
	13 安行出羽緑道	川口市安行出羽 1 丁目 7 番	9,939 m <sup>2</sup>
	14 安行出羽北公園	川口市安行出羽 2 丁目 4 番	1,999 m <sup>2</sup>
	15 三ツ和公園	川口市南鳩ヶ谷 1 丁目 8 番 1	15,189 m <sup>2</sup>
	16 前野宿川公園	川口市赤井 1421	14,153 m <sup>2</sup>
所管課	都市計画部 公園課		

### 募集概要

募集要旨	<p>公園の利用管理及び運營業務は、公園が持つ様々な機能を十分に発揮させ、市民が公園を活用しやすいようサービスを向上させることを目的とし、指定管理者を募集する。</p> <p>公園が市民の利便性を高めるサービス施設であることを自覚し、安全と安心を提供するとともに、市民と接するときは、市民満足度向上のため、誠意をもって対応を図ることのできる指定管理者を選定する。</p>
指定期間	平成 31 年 4 月 1 日～平成 36 年 3 月 31 日 【5 年】
選定種別	公募
指定管理料	【年額】 93,904,000 円
利用料金	無し

### 都市計画部評価及び選定専門委員会における選定結果

第一位指定管理者候補者	
名称	一般社団法人 川口市造園業協会
所在地	川口市大字安行領家 8 4 4 番地の 2
代表者	会長 横山 浩行

主な業種	造園業務、造園技術の向上、都市緑化の促進	
法人の目的	造園業界の健全な育成発展及び全技術の公園に寄与し、もって都市緑化の促進と、緑化事業の推進及び緑化意識の高揚を図り、生活環境の整備に貢献する。	
法人の事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園緑化行政に対する協力活動</li> <li>・造園技術及び知己の向上を図るための研究会並びに講習会等の開催</li> <li>・造園技術及び資機材の調査、研究</li> <li>・造園に関する情報の発信、収集</li> <li>・公の施設の指定管理に関する事業 など</li> </ul>	
役員の状況	代表理事 3 人、理事 8 人、監事 2 人	
指定管理料	【年額】 93,904,000 円	
選定理由		
<p>指定管理者を公募したところ、応募は川口市造園業協会の 1 社のみであったが、指定管理者の候補者としての適否を判断するため、川口市都市計画部指定管理者候補者選定専門委員会で審議を行った。</p> <p>川口市都市公園指定管理者選定基準に基づき、事業計画全般、運営、管理体制、収支全般の各項目を採点し、最終評価として 100 点満点中 81.5 点（B 判定「指定管理者として望ましい」）で、指定管理者の候補者とする一定基準（60 点、C 判定以上）を満たしたことから、選定したものの。</p>		
<b>川口市指定管理者候補者選定及び評価会議における意見等</b>		
<p>戸塚南公園ほか 15 公園の指定管理者候補者の選定については、所管部局の専門委員会で適正な選定手続きがなされ、候補者として選定基準等に合致しているものとの判断を行った。</p> <p><b>【市長に付記する意見】</b></p> <p>・遊具の点検時には点検シートを作成した上で、シートに基づいた点検を実施し、遊具の安全性の確保により留意した運営を行うことを意見・提言として付記するもの。</p>		
<b>選定資料</b>		
選定書類	添付資料（インデックス）	
都市公園指定管理者選定基準	別紙 1	
指定管理者申請団体審査結果	別紙 2	
<b>選定経過</b>		
川口市指定管理者候補者選定及び評価会議及び専門委員会選定スケジュール	日 程	
○第 1 回専門委員会○ ※決定事項 指定管理者候補者選定方法	平成 30 年 5 月 14 日	
○第 2 回専門委員会○ ※決定事項 対象となる指定公園の決定、選定方法、選定基準の決定	平成 30 年 6 月 4 日	
募集要項の配布	平成 30 年 7 月 2 日～ 平成 30 年 7 月 31 日	

説明会(1団体)	平成30年 7月18日
質問の受付	平成30年7月18日～ 平成30年7月23日
公募受付(1団体)	平成30年7月18日～ 平成30年7月31日
○第3回専門委員会○ ※決定事項 選定基準表の採点基準の訂正	平成30年 7月19日
質問の回答	平成30年 7月27日
○第4回専門委員会○ ※決定事項 指定管理者候補者の決定	平成30年 8月22日
●川口市指定管理者候補者選定及び評価会議●	平成30年10月24日

#### 都市計画部選定及び評価専門委員会委員名簿

	役職	氏名	区分	経歴等
1	委員長	細萱 英也	川口市職員	川口市技監兼都市計画部長
2	副委員長	櫻井 淳一	税理士	関東信越税理士会 川口支部
3	委員	山崎 敏朗	川口市職員	川口市都市計画部計画管理課次長
4	委員	吉田 茂	市民代表	領家3丁目町会 町会長(領家地区連合町会長)

#### 川口市指定管理者候補者選定及び評価会議委員名簿

	役職	氏名	区分	経歴等
1	会長	瀧川 聡史	副市長	
2	副会長	高田 勝	副市長	
3	副会長	須賀 眞一	市民代表	前川第1町会 町会長
4	委員	岩谷 和彰	弁護士	弁護士会 埼玉弁護士会所属
5	委員	阪尾 進	社会保険労務士	埼玉県社会保険労務士会 川口支部 副支部長
6	委員	菅家 尚子	税理士	関東信越税理士会 西川口支部 副支部長
7	委員	高橋 初美	市民代表	川口商工会議所 監事
8	委員	田中 宏明	市民代表	川口新郷工業団地協同組合 理事
9	委員	遠山 明宏	市民代表	川口機械工業協同組合 理事

## 選 定 基 準 表

指定管理者候補者の選定は、以下の選定基準（配点）に基づく総合点数方式により行う。

## 1 事業計画全般について

選定基準	配点
・公園の設置目的に合致しており、管理運営にふさわしい理念・運営方針を持っているか	5点
・公園又は同等施設の管理委託業務の実績があるか	5点
・樹木及び芝生等植物の育成管理については適切に計画されているか	5点
・各公園施設（照明、水道、トイレ、遊具等）の管理保守点検業務が適切に計画されているか	5点
・自主事業について、具体的かつ実現可能性の高い提案がされているか	5点
・違法駐車、放置自転車、その他の不法行為への対策が示されているか	5点
・環境保全や負荷低減への取り組みについて、十分配慮され具体的な提案をしているか	5点
計	35点

## 2 運営について

選定基準	配点
・公園内での安全対策が具体的に示されているか	5点
・苦情、要望、問い合わせに対し、体制は整備されているか。また、連絡先をわかりやすく表示するなどサービス向上の対策が図られているか。	5点
・利用者ニーズの把握について具体的な方法が示されているか。また、利用者ニーズを公園運営に反映させる方法が提案されているか	5点
・利用者が平等に受益できるよう、サービスについての対応が具体的に示されているか。また、障がい者等への対応がなされているか。	5点
計	20点

## 3 管理体制について

選定基準	配点
・緊急時の対応は具体的かつ適切なものになっているか	5点
・防犯、防災対策は適切に示されているか	5点
・管理体制が明確にされているか	5点
・報告、連絡、相談を行うルールが整備され、情報共有が図れるようになっているか。また、管理体制の改善や更正が行えるよう組織の自浄作用が発揮できる体制が整っているか。	5点

・職員が適正に配置されているか。また、障がい者雇用について配慮されているか	5点
・職員の研修や業務に必要な資格取得などの計画はされているか	5点
・個人情報保護について、十分配慮され具体的な保護策を提案しているか	5点
計	35点

#### 4 収支全般について

選定基準	配点
・収支計画は妥当であるか。また、運営管理経費を効率的・効果的に執行し、仕様書の内容が正常に履行されることに加え、より高い水準のサービスの提供を生み出すような計画であるか。	10点
計	10点

#### 配点内訳

分野別配点	配点
1 事業計画全般について	35点
2 運営について	20点
3 管理体制について	35点
4 収支全般について	10点
合計	100点

## 選定基準表の採点基準

### I 採点項目について

各項目の採点については、下記採点基準に当てはめるものとする。

項目	大変良い	良い	普通	やや不十分	不十分
配点5点項目	5	4	3	2	1
配点10点項目	10	8	6	4	2

### II 採点方法

専門部会全員の評価点を合算し、その平均を算出して、分野別及び全体評価を行う。

(平均点の端数処理については、小数点第2位を四捨五入する)

#### (1) 分野別評価

##### 1 事業計画全般について(配点35点)

判定	A	B	C	D	E
配点	31点以上	26点以上	21点以上	14点以上	13点以下
評価	最大限に発揮させることができる	問題なく発揮させることができる	通常の確保は可能である	努力を要する	全く発揮されていない

##### 2 運営について(配点20点)

判定	A	B	C	D	E
配点	18点以上	15点以上	12点以上	8点以上	7点以下
評価	最も確保することができる	問題なく確保することができる	粗方確保することが可能である	努力を要する	全く確保されていない

##### 3 管理体制について(配点35点)

判定	A	B	C	D	E
配点	31点以上	26点以上	21点以上	14点以上	13点以下
評価	最も能力を有している	ある程度の能力を有している	平均的な能力がある	能力等の確保に努力を要する	全く有していない

##### 4 収支全般について(配点10点)

判定	A	B	C	D	E
配点	9点以上	7.5点以上	6点以上	4点以上	3.9点以下
評価	最も図られている	問題なく図られている	粗方図られている	あまり図られていない	全く図られていない

## (2) 全体評価

判定	A	B	C	D	E
配点	90点以上	75点以上	60点以上	40点以上	39点以下
評価	指定管理者として最も望ましい	指定管理者として望ましい	指定管理者として通常の業務は問題ない	指定管理者としてあまり望ましくない	指定管理者として全く望ましくない

## Ⅲ 最終評価

(1) 分野別評価の判定において、D判定が2つ以上なく、かつ、E判定が全くないこと。

(2) 全体評価の判定において、C以上であること

上記(1)及び(2)の条件を満たすもののうち、全体評価の点数が最も高いものを指定管理者の候補者とし、2番目に高いものを第二位の候補者とする。

## 採点表（評価点平均）

### 1 事業計画全般について

選定基準	配点	①	②	③	④	採点	
・公園の設置目的に合致しており、管理運営にふさわしい理念・運営方針を持っているか	5点	5	3	4	4	/	
・公園又は同等施設の管理委託業務の実績があるか	5点	5	4	4	5	/	
・樹木及び芝生等植物の育成管理については適切に計画されているか	5点	5	5	4	5	/	
・各公園施設（照明、水道、トイレ、遊具等）の管理保守点検業務が適切に計画されているか	5点	5	4	4	4	/	
・自主事業について、具体的かつ実現可能性の高い提案がされているか	5点	5	4	4	4	/	
・違法駐車、放置自転車、その他の不法行為への対策が示されているか	5点	5	5	4	4	/	
・環境保全や負荷低減への取り組みについて、十分配慮され具体的な提案をしているか	5点	5	1	4	5	/	判定
計	35点	35	26	28	31	30.0点	B

### 2 運営について

選定基準	配点	①	②	③	④	採点	
・公園内での安全対策が具体的に示されているか	5点	4	3	4	5	/	
・苦情、要望、問い合わせに対し、体制は整備されているか。また、連絡先をわかりやすく表示するなどサービス向上の対策が図られているか。	5点	4	4	4	4	/	
・利用者ニーズの把握について具体的な方法が示されているか。また、利用者ニーズを公園運営に反映させる方法が提案されているか	5点	5	3	3	4	/	
・利用者が平等に受益できるよう、サービスについての対応が具体的に示されているか。また、障がい者等への対応がなされているか。	5点	4	4	4	4	/	判定
計	20点	17	14	15	17	15.8点	B

### 3 管理体制について

選定基準	配点	①	②	③	④	採点	
・緊急時の対応は具体的かつ適切なものになっているか	5点	5	3	4	4	/	
・防犯、防災対策は適切に示されているか	5点	5	4	4	5	/	
・管理体制が明確に示されているか	5点	4	4	4	5	/	
・報告、連絡、相談を行うルールが整備され、情報共有が図れるようになっていないか。また、管理体制の改善や更正が行えるよう組織の自浄作用が発揮できる体制が整っているか。	5点	5	3	4	4	/	
・職員が適正に配置されているか。また、障がい者雇用について配慮されているか	5点	4	1	4	4	/	
・職員の研修や業務に必要な資格取得などの計画は示されているか	5点	5	4	4	5	/	
・個人情報保護について、十分配慮され具体的な保護策を提案しているか	5点	5	3	4	5	/	判定
計	35点	33	22	28	32	28.8点	B

### 4 収支全般について

選定基準	配点	①	②	③	④	採点	
・収支計画は妥当であるか。また、運営管理経費を効率的・効果的に執行し、仕様書の内容が正常に履行されることに加え、より高い水準のサービスの提供を生み出すような計画であるか。	10点	6	6	8	8	/	判定
計	10点	6	6	8	8	7.0点	C

	配点	①	②	③	④	採点	判定
合計	100点	91	68	79	88	81.5点	B